

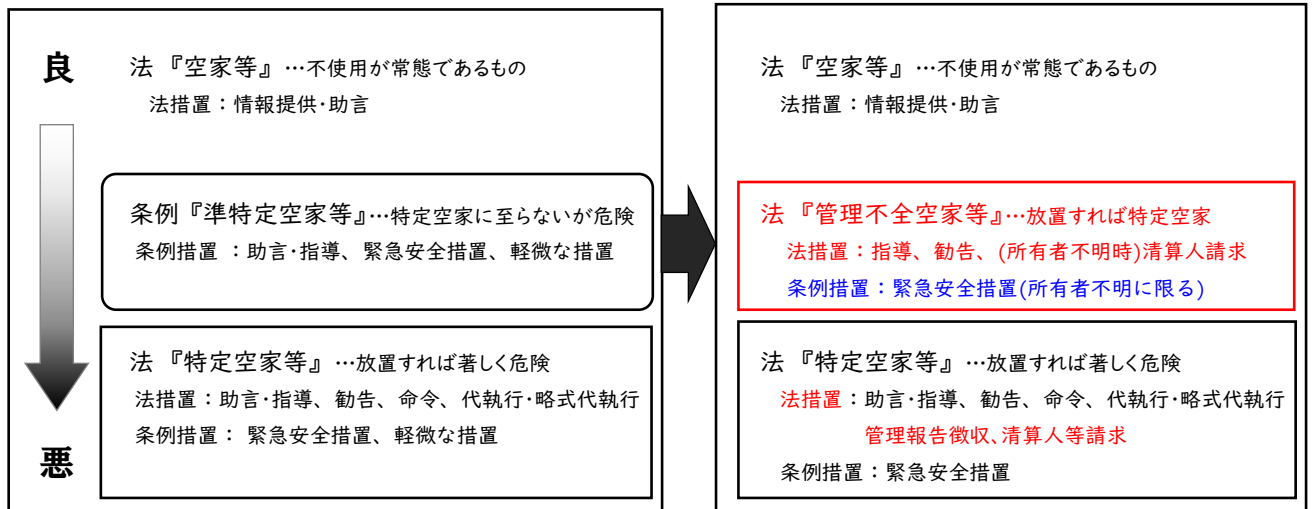
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う条例改正について（説明資料）

1. 条例第2条の定義の改正

条例は「特定空家等」に至る前の空き家に対応するため、独自に「準特定空家等」の規定を設け、助言と指導により改善を働きかけるとしていた。法改正により、特定空家化を予防するため「管理不全空家等」の規定が設けられ、指導と勧告により改善を働きかけることとなったことから、定義の「準特定空家等」を「管理不全空家等」に改める。

関連して、本条例文中の「準特定空家等」を「管理不全空家等」に改める。

■特定空家等に対する措置の概要図



※特定空家等と管理不全空家等は、「勧告」に至ると、固定資産税の住宅用地特例（地方税法第349条の3の2）の対象外となる。

2. 条例第7条、第8条、第9条の措置の改正

(1) 条例第7条（助言又は指導）は、準特定空家等に対する助言・指導を規定。定義を「管理不全空家等」に改め、法規定の措置によることから、本条文を削除する。

(2) 条例第8条（緊急安全措置）は、「特定空家等」「準特定空家等」について、公共の安全の確保のため緊急に措置が必要と認めるときは必要最低限の措置を可能とする規定。「管理不全空家等」の所有者の管理責任を明確とするため、対象を「特定空家等」と「所有者等が不明な管理不全空家等」に改める。

なお、「所有者等が不明」とは、民法25条の不在者、民法264条の8の所有者又はその所在を知ることができないもの、民法951条の相続人があることが明らかでないもの、会社法第471条の解散法人等で、管理人や清算人の無いもの。また、法改正により、措置対象の空き家に所有者が無い場合、市町村長は家庭裁判所に相続財産の清算人の選任等の請求が可能となった。

(3) 条例第9条（軽微な措置）は、「特定空家等」「準特定空家等」の所有者に除草等の軽微な措置を命令し、履行無きときは行政代執行を可能とするもの。認定の目的とは異なる措置を命令することになること、管理不全空家等にはより強い措置が規定されたことから、本条文を削除する。

3. 法の引用条項の修正